

公開用

初倉 湯日

松下家古文書目録

島田市史編さん委員会

## 綴込み資料

- 1 松下家古文書から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (前1)
- 2 年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (前2)
- 3 近世文書分類表（古文書目録の目次に替えて）・・・・・・・・ (前3)
- 4 近現代文書分類表（古文書目録の目次に替えて）・・・・・・・・ (前4)
- 5 松下家古文書目録の利用に当たって・・・・・・・・・・・・ (前5)
- 6 古文書目録 近世（江戸時代）の部・・・・・・・・・・・・ (No.1)
- 7 古文書目録 近代（明治・大正時代）の部・・・・・・・・ (No.4)

## 松下家古文書から

### 1 下湯日村の村役人〈庄屋（名主）、組頭、百姓代〉

下湯日村は上組と下組に分かれ、それぞれ村役人を配していた。瀧家文書・天保5年12月の文書「議定一札之事」に、「下湯日村上組百姓代：藤吉、組頭：伊平・次郎右衛門、両組庄屋：七太夫」と出てくる。当松下家文書では文政10年11月にこの上組の表示が現れる。しかしあいつからそのような形になったのか、この点についてはもっと年代巾のある多くの文書に当たらないと明確にし得ない。

ともかく、当家文書によって村役人の変遷を見ると次のようである。

- ・元文2(1737)年 名主：次郎右衛門、組頭：七左衛門
- ・安永3(1774)年 庄屋：伝次郎、組頭：権八・七左右衛門
- ・安永4(1775)年 庄屋：伝次郎、組頭：権八・又右衛門・藤吉
- ・天明4(1784)年 庄屋：伝兵衛、組頭：権八
- ・天明7(1787)年 庄屋：伝兵衛、組頭：権八・藤吉…(天明9年も同じ)
- ・寛政4(1792)年 名主：伝兵衛、組頭：権八・藤兵衛
- ・寛政9(1797)年 名主：伝兵衛、権八、組頭：平左衛門・又右衛門
- ・寛政12(1800)年 名主：伝兵衛、権八、組頭：平左右衛門
- ・享和2(1802)年 庄屋：源左衛門、組頭：四郎兵衛・市郎平
- ・享和3(1803)年 庄屋：源左衛門、組頭：四郎兵衛・市郎平・甚右衛門
- ・文化4(1807)年 庄屋：源左衛門、組頭：甚右衛門・百姓代：久右衛門
- ・文化8(1811)年 庄屋：七左衛門、(以下次)
- ・文化9(1812)年 庄屋：源左衛門・七左衛門、
- ・文化10(1813)年3月 庄屋：伝三郎・七左衛門、組頭：清左衛門・甚右衛門、百姓代：小七、久左衛門
- ・文政10(1827)年11月 上組庄屋：四郎兵衛、組頭：庄衛門、百姓代：伊平

### 2 質地・田地証文について

当家文書の中でこの質地・田地証文は全体の63%を占めていて極めて高い。そこで江戸時代、土地を媒介とする金銭貸借（売買）には、どのようなタイプがあったのか、主として当家文書の中からまとめてみよう

その前に「田畠永代売買禁止令」のことに触れなければならない。この法令は、幕府が本百姓経営を維持し農村の分解を防ぐために、寛永20(1643)年に発布（諸藩もこれに追従）したものである。以後違反者への罰則規定を緩和しながらも結局は明治5(1872)年（田畠永代売買解禁）まで続けられた。この間（江戸時代を通して）、表の土地売買厳禁なので質入れという形をとって金銭のやりとりが行われたのである。

当家文書からその実体を見てみよう。

#### (1) 田地證文之事・借用証文之事・質地證文之事

これは田畠を担保にして金銭を借用する。勿論利息がつき、返済期限がある。したがって必ず連帯保証人がつく。これは昨今行われているやり方とさほど変わりはない。ただしこの例は当家文書には見られない。

#### (2) 質流れに売渡し申す田畠（畠等）之事

これには次の2通りある。

- ① 田畠を質流れに売り払ったが、将来（年数を問わず）借用金銭を返済したならば田畠は返還されるものとする。
- ② 自家の田畠を質流れとし、子々孫々に至るまで相手のものとする。いわば土地所有権の移転である。この場合は必ず子々孫々まで云々……などと、それ相応の一筆を加えなければならない。でないと①に該当することになる。いずれにせよこれは罰則の対象となり裏の取引である。

#### (3) 10年季に売渡す田畠之事

これは(2)①に該当するもので契約当初から10年という制限を設けたもの。年数は特に10年とは限らない。

#### (4) 請次第に売渡し申す田畠之事

これも将来借金を返済した時、田畠は元の持主に返還される。(2)①と同じタイプである。

#### (5) 永代譲り売渡す田地證文之事

これは(2)②と同じ。しかしこれは表の売買ではなく裏の売買である。罰則の対象となる。

前2

年 表  
応仁元年(1467)~平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支																													
応仁	元	1467	3月	丁亥	大永	6	1526	丙戌	天正	13	1586	⑧	乙酉	正保	元	1644	12月	甲申	元禄	16	1703	癸未	宝暦	12	1762	④	壬午	文政	4	1821	辛巳	明治	13	1880	庚辰	昭和	14	1939	己卯																			
"	2	1468	⑩	戊子	"	7	1527	丁亥	"	14	1586	丙戌	"	2	1645	⑤	乙酉	宝永	元	1704	3月	甲申	"	13	1763	癸未	"	5	1822	①	壬午	"	14	1881	辛巳	"	15	1940	庚辰																			
文明	元	1469	4月	己丑	享禄	元	1528	8月⑨	戊子	"	15	1587	戊子	"	16	1588	⑤	己丑	己丑	1648	2月①	戊子	"	4	1707	丁亥	"	2	1765	丙戌	"	6	1823	甲申	"	6	1883	癸未	"	17	1942	辛巳																
"	2	1470	庚寅	"	2	1529	庚寅	"	17	1589	己丑	"	4	1647	丁亥	"	3	1646	丙戌	"	2	1705	④	乙酉	明和	元	1764	6月⑫	甲申	"	7	1824	⑧	甲申	"	16	1883	癸未	"	17	1942	壬午																
"	3	1471	⑧	辛卯	"	3	1530	庚寅	"	18	1590	庚寅	"	2	1649	己丑	"	5	1708	①	辛卯	"	3	1650	⑩	庚寅	"	4	1767	⑨	丁亥	"	9	1826	丙戌	"	8	1885	乙酉	"	18	1943	甲申															
"	4	1472	壬辰	"	4	1531	⑥	辛卯	"	19	1591	①	壬辰	"	2	1649	庚寅	"	6	1709	己丑	"	5	1768	戊子	"	10	1827	⑥	丁亥	"	19	1886	丙戌	"	20	1945	乙酉																				
"	5	1473	癸巳	天文	元	1532	7月	壬辰	"	20	1591	癸巳	文禄	元	1592	12月	壬辰	"	4	1651	辛卯	"	7	1710	⑧	庚寅	"	2	1769	己丑	"	11	1828	戊子	"	20	1887	丁亥																				
"	6	1474	⑤	甲午	"	2	1533	癸巳	文禄	"	3	1593	1月	癸巳	"	2	1593	甲午	"	2	1653	⑥	癸巳	"	3	1594	乙未	"	2	1770	⑥	庚寅	"	12	1829	己丑	"	21	1946	丙戌																		
"	7	1475	乙未	"	3	1534	①	乙未	"	2	1593	庚寅	丙申	"	4	1595	乙未	"	3	1654	丙申	"	4	1714	甲午	"	2	1773	③	癸巳	"	3	1832	⑪	壬辰	"	23	1948	戊子																			
"	8	1476	丙申	"	5	1536	⑩	丙申	丁酉	慶長	元	1596	10月②	丙申	明暦	元	1655	4月	乙未	"	5	1715	乙未	"	3	1774	甲午	"	4	1833	癸巳	"	25	1892	壬辰	"	26	1951	辛卯																			
"	9	1477	①	丁酉	戊戌	6	1537	丁酉	慶長	元	1596	10月②	丙申	万治	元	1658	7月⑫	戊戌	"	2	1717	丁酉	"	5	1776	丙申	"	6	1835	乙未	"	27	1894	甲午	"	28	1953	癸巳																				
"	10	1478	戊戌	"	7	1537	戊戌	慶長	"	2	1597	戊戌	戊戌	"	3	1598	己亥	"	2	1657	己亥	"	3	1718	己亥	"	2	1778	⑦	戊戌	"	8	1837	丁酉	"	29	1896	丙申	"	30	1955	丙申																
"	11	1479	⑨	己亥	"	7	1538	己亥	戊戌	"	2	1597	戊戌	己亥	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	庚子	"	2	1659	己亥	"	3	1719	庚子	"	4	1838	己亥	"	31	1898	戊戌	"	32	1957	辛卯															
"	12	1480	庚子	"	8	1539	⑥	己亥	戊戌	"	2	1597	戊戌	庚子	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	辛丑	"	2	1659	庚子	"	3	1720	辛丑	"	4	1839	己亥	"	32	1899	己亥	"	33	1958	庚子															
"	13	1481	辛丑	"	9	1540	庚子	戊戌	"	2	1597	戊戌	辛丑	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	壬寅	"	2	1659	庚子	"	3	1720	壬寅	"	4	1840	庚子	"	33	1900	庚子	"	34	1959	己亥																
"	14	1482	⑦	壬寅	"	10	1541	辛丑	戊戌	"	2	1597	戊戌	壬寅	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	癸卯	"	2	1659	庚子	"	3	1720	癸卯	"	4	1841	庚子	"	34	1901	辛丑	"	35	1960	庚子															
"	15	1483	癸卯	"	11	1542	③	壬寅	戊戌	"	2	1597	戊戌	癸卯	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	甲辰	"	2	1659	庚子	"	3	1720	甲辰	"	4	1842	庚子	"	35	1961	壬寅	"	36	1961	癸卯															
"	16	1484	甲辰	"	12	1543	癸卯	戊戌	"	2	1597	戊戌	甲辰	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	乙巳	"	2	1659	庚子	"	3	1720	乙巳	"	4	1843	庚子	"	36	1962	丙申	"	37	1962	癸卯																
"	17	1485	③	乙巳	"	13	1544	癸卯	戊戌	"	2	1597	戊戌	乙巳	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	丙辰	"	2	1659	庚子	"	3	1720	丙辰	"	4	1844	庚子	"	38	1963	丁酉	"	39	1964	癸卯															
"	18	1486	丙午	"	14	1545	癸卯	戊戌	"	2	1597	戊戌	丙午	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	丁未	"	2	1659	庚子	"	3	1720	丁未	"	4	1845	庚子	"	39	1965	戊戌	"	40	1965	己亥																
長享	元	1487	7月⑪	丁未	"	15	1546	癸卯	丙午	"	2	1597	戊戌	丁未	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	戊午	"	2	1659	庚子	"	3	1720	戊午	"	4	1846	庚子	"	39	1905	丙午	"	40	1966	乙巳															
"	2	1488	戊申	"	16	1547	⑦	己亥	戊申	"	2	1597	戊戌	戊申	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	己未	"	2	1659	庚子	"	3	1720	己未	"	4	1847	庚子	"	39	1906	丙午	"	41	1966	庚子															
延徳	元	1489	8月	己酉	"	17	1548	己亥	戊申	"	2	1597	戊戌	己酉	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	庚子	"	2	1659	壬寅	"	3	1720	庚子	"	4	1848	壬寅	"	39	1907	丁未	"	41	1967	辛丑															
"	2	1490	⑧	庚戌	"	18	1549	己亥	戊申	"	2	1597	戊戌	庚戌	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	辛丑	"	2	1659	壬寅	"	3	1720	壬寅	"	4	1849	壬寅	"	39	1908	壬寅	"	41	1968	癸卯															
"	3	1491	辛亥	"	19	1550	⑤	己亥	戊申	"	2	1597	戊戌	辛亥	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	壬寅	"	2	1659	癸卯	"	3	1720	癸卯	"	4	1850	癸卯	"	39	1909	甲辰	"	41	1969	甲辰															
明応	元	1492	7月	壬子	"	20	1551	辛亥	戊申	"	2	1597	戊戌	壬子	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	癸卯	"	2	1659	壬寅	"	3	1720	壬寅	"	4	1851	壬寅	"	39	1910	庚戌	"	41	1970	辛亥															
"	2	1493	④	癸丑	"	21	1552	壬子	戊申	"	2	1597	戊戌	癸丑	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	丙午	"	2	1659	壬寅	"	3	1720	丙午	"	4	1852	丙午	"	39	1911	辛亥	"	41	1971	癸丑															
"	3	1494	甲寅	"	22	1553	①	癸丑	戊申	"	2	1597	戊戌	甲寅	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	丙午	"	2	1659	壬寅	"	3	1720	丙午	"	4	1853	丙午	"	39	1912	壬子	"	41	1972	癸丑															
"	4	1495	乙卯	"	23	1554	癸丑	戊申	"	2	1597	戊戌	乙卯	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	丙午	"	2	1659	壬寅	"	3	1720	丙午	"	4	1854	丙午	"	39	1913	癸丑	"	41	1973	壬子																
"	5	1496	②	丙辰	弘治	元	1555	10月⑩	乙卯	丙辰	"	2	1597	戊戌	丙辰	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	壬寅	"	2	1659	癸卯	"	3	1720	壬寅	"	4	1855	壬寅	"	39	1914	甲寅	"	41	1974	乙卯														
"	6	1497	丁巳	"	2	1556	丙辰	元和	元	1615	7月⑥	乙卯	"	3	1675	④	乙卯	"	2	1674	甲寅	"	3	1733	甲寅	"	4	1734	乙卯	"	20	1735	丙辰	"	7	1795	乙卯	"	2	1845	丙辰	"	36	1915	丙辰													
"	7	1498	⑩	戊午	"	3	1557	丙辰	元和	元	1615	7月⑥	戊午	"	4	1676	丁巳	"	5	1677	⑫	戊午	"	6	1726	丁巳	"	2	1737	丁巳	"	7	1796	丁巳	"	2	1846	丁巳	"	38	1916	丙辰	"	40	1975	庚戌												
"	8	1499	己未	永祿	元	1558	2月⑥	戊午	元和	"	3	1617	丁巳	"	5	1677	⑫	戊午	"	6	1726	丁巳	"	7	1738	丁巳	"	4	1739	丁巳	"	10	1798	戊午	"	11	1799	己未	"	12	1800	戊午	"	6	1857	己未	"	7	1918	戊午	"	8	1919	己未	"	9	1920	庚戌
"	9	1500	庚申	"	2	1559	己未	庚申	"	4	1618	③	庚申	"	5	1619	己未	"	6	1726	庚申	"	7	1738	庚申	"	8	1739	庚申	"	9	1740	庚申																									

# 近世文書分類表（明治5年まで）

**A 支配**

- 1 領知 ①領主関係 ②領地関係 ③家臣関係 ④役所関係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤捷 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騒擾・一揆 ⑥各種詫状  
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩儉約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

**B 土地**

- 1 檢地 ①検地条目 ②検地 (a 検地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳  
f 田畠高名寄帳 g 田畠貢高帳 等)
- 3 新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 起返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畠 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

**C 貢租**

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥牛貢割付状 ⑦免狀  
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進  
⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 選上 b 真加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関係

**D 村制・戸口**

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 誓詞)  
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)  
③宗門一礼 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

**E 諸産業**

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕  
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畠小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守  
⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩  
⑦漁撈組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等)  
⑤その他

**F 商業**

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商  
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料  
⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

**F 商業**

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文  
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

**G 交通・通信**

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦持借金  
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③驚籠 ④馬背 ⑤賃錢 ⑥関所 ⑦通行手形  
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

**H 水利・土木**

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 桶梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

**i 災害・救恤**

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

**J 教育・文化**

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌  
③曆學 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

**K 宗教・習俗・身分**

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神宮 ⑨宣教師  
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈禱 ⑮勵進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娯楽 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)  
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山  
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷土 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人  
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

**L 軍事**

- ①海防 ②農兵 ③戦争

**M 地図**

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

**X 家**

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帶刀御免 ⑦本家  
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓  
⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

**Y 典籍**

- ①和 ②漢 ③外

**Z 雜**

- ①断簡 ②その他

# 近・現代文書分類表（明治6年以降）

前4

## I 政治行政

- 1 町村政=町政、村政、旧村・区
- 2 戸 口=国勢調査
- 3 国・県・郡政=中央政治、皇室、地方制度、県政、県布達、県公報、県会、郡政、郡会、政界人物
- 4 選 举=選挙制度、衆議院・貴族院議員選挙、県議会議員選挙、郡會議員選挙、町村議員選挙
- 5 村入用・民費=村入用、民費
- 6 租 稅=年貢、租税
- 7 財 政=国家・県（藩）・郡、町村
- 8 土 木・水 利=道路普請・工事、治水、水利、治山
- 9 政 党=政党、地域結社・政社
- 10 司 法・警 察・消 防=司法一般、裁判・裁判所、警察、犯罪、消防
- 11 戰 争・兵 事=陸・海軍、部隊、徵兵検査・兵役、銃後組織・援護、戦災

## II 経済・産業

- 1 地租改正=地租改正、農地改革
- 2 土 地=地目、開墾、土地売買、土地移動
- 3 物 価・景 況=物価、賃金家計、景況、農林業の景況、商工鉱業の景況
- 4 経済団体=報徳社、産業組合、その他農林業団体、商工業団体、実業家
- 5 農林業=米、茶、柑橘、蔬菜、凶荒、農事、農会、林業、地主と小作
- 6 鉱工業=繊維工業、食品工業、軽工業、機械金属、その他重化学工業、公益事業
- 7 商 業=卸売業、小売業、貿易、商社、飲食店・サービス業
- 8 金 融=政府系金融機関、勧業銀行、農工銀行、国立銀行、普通銀行、証券・保険・信用金融（講・質・個人金融）
- 9 運 輸・通 信=道路、鉄道、自転車、郵便、電信、電話

## III 社会・労働

- 1 社会団体=町内会・部落会・隣組、若者組・青年会・青年団・子供組・少年団、住郷軍人会
- 2 婦人団体=娘組・処女会・女子青年団、愛国婦人会、国防婦人会、キリスト教系婦人会、その他婦人諸組織、女工・職業婦人、恋愛・結婚、家族制度、売春・芸妓・身売り、廢娼運動、婦人解放運動、女性風俗、婦人活動家

## III 社会・労働

- 3 社会運動=社会主义運動、部落解放運動、消費組合運動、公害運動
- 4 労 働・農 民運動=農民組合、労働組合、農民運動、労働運動
- 5 社会事業=生活経済保護、児童福祉、医療保険、身体障害者福祉、更生保護、方面委員・社会事業協会・社会保護
- 6 医 療・衛 生・救 慎=医療・衛生行政、保健所、漢方医、医師・医師会、看護婦・助産婦、病院、伝染病・流行病、医薬品、赤十字
- 7 災 害=風水害、震災、火災、公害、消防・防災、霜害・ひょう害、干害、交通事故・遭難
- 8 世 相・民 情=衣食住、風俗・流行、心中・自殺・駆落、年中行事（まつり）、奇習・珍談、電気・電灯、水道、電話、観光・温泉、奉公

## IV 教育・文化

- 1 学 校=教育行政、私塾、小学校、中学校、師範・実業・青年学校、高等教育、幼稚園・保育所・託児所、女子教育、各種学校、教育会、教育運動、教科書、教育勅語、郷土教育、特殊教育、学校医
- 2 社会教育=図書館・博物館、村舎・公民館、成人教育、性教育（産児制限）、各種検定
- 3 宗 教・習 俗=神道、教派神道、仏教、キリスト教、民間信仰（俗信・迷信）
- 4 学 問・出 版=発見・発明、学術活動、郷土（地域）研究、新聞、雑誌、郷土出版、放送
- 5 文 学=小説、詩歌・俳句、文学結社、文学運動、同人雑誌、郷土出身作家
- 6 芸 能・芸 術・ス ポーツ=伝統芸能、芝居・演劇、美術、音楽、映画・幻燈、陸上競技、球技、水泳、格技、社会教育、書画・骨董

## V その他

- 1 郷土史（誌）
- 2 人 物
- 3 家 政=家業、家計、手帳
- 4 日 記・書 簡=日記、書簡、手帳
- 5 洋 行・移 民=洋行、移民
- 6 雜=国内事情、海外事情、断簡、その他

## 松下家古文書目録の利用に当たって

### I 文書目録の見方について

#### 1 文書の分類

本古文書は江戸（近世）、明治・大正（近現代）の時代にわたっています。江戸時代の文書は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また近現代文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代なら、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」・「B-3」……というふうに各項目ごとに年月日の早い物から順に配列する方式をとっています。年代の特定できない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。本古文書は実際には「A-3」・「F-2」……の順になっています。明治以降（明治5年以降）の文書も「近現代文書目録」によって近世文書と同様の配列の仕方で年月日の早い順に並べています。

#### 2 「通し番号」と「整理番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最上欄左端上部にある番号数字で、分類別・年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「整理番号」とは、「通し番号」の下部にある番号数字のことです。これは博物館（編さん委員会）が原文書の調査時につけた番号数字で、文書の入っているそれぞれの封筒に付した数字と一致します。あとで説明してありますが、この「文書番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

#### 3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「なし」とは、原文書にもともと何も記入してなかったことを表しています。
- (2) 年号・標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所なのですが、調査の際に、便宜上仮の言葉で補ったものです。但し、西暦は常に（ ）内に示し例外です。

#### 4 「摘要」欄、「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴等を記載し、いちいち原本に当たらなくてよその文章内容が把握出来るようになっています。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記載しました。

#### 5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「短冊」・「厚紙」の表示がしてありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「厚紙」とは画用紙程度の厚紙を意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のことです。

#### 6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、当家古文書調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）にて保存していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）のコピー文書の保管箱番号のことです。

### II 古文書原本の取り出し方

- 1 古文書収納袋の中には、封筒に入った古文書が分類A、F……の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（「同一分類による文書群の挿入袋」）に入っています。この分類袋と文書目録の「文書番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、～一例をあげると次の通りです～。  
例えば文書目録の「通し番号」4の文書を取り出すとします。この通し番号4の文書箱の「文書番号」は「14」で、分類は「F-2」です。そこで、まず分類F（F-2）の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を取り出します。そしてこの大きな封筒の中から文書番号「14」の封筒を選び出せば該当文書が得られる訳です。  
以下、取り出す要領はすべて同じです。

### III 文書の取扱いについてお願い

- 1 文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入袋に納めてください。これを取り違えると、次回引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納袋の中に入れ替えてください。
- 3 本古文書は江戸時代の下湯日村の動向を知る上で貴重な史料となるものです。松下家の宝物であると同時に島田市の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。

地区番号：6 地区名：初倉（湯日）・松下蒙古文書目録

N.O. 1

A-3 支配-治安

通し番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 题	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番号
1 42	A 3	文政10年正月 (1827年)・亥	済口證文之事	○下湯日村上納元庄屋：佐三郎、親類：源吉、元百姓代：小七、司：孫右衛門、百姓代：伊平 ●大蔵院	13年以前、大蔵院土地(面積欠)を庄屋七左衛門へ内々にて売渡した。届けもないまま、大蔵院は年貢を払い続けた。村もこのこと知らなかった。6年前、繩れあり、当該年貢は君共押領を聚められ訴訟となったが、実審判明し奉着した。		原本	状	1	○	78

F-2 商業-金融

2 49	F 2	元文2年12月 (1737年)・巳	質流=壳渡申田地之事	○下湯日村主原：久兵衛、同村銀頭書人：七左衛門、同村名主：次郎右衛門 ●同村：喜右衛門	当年在の年貢に限り、名主(上田・下田)2斗合：分米1石6斗8升4合の土地を質流されとして、その代金3両を受取る。質流にて売渡した以上はその所有、末々子々藤々まで一言の異論もない。		原本	状	1	○	78
3 11	F 2	安永3年12月 (1774年)・午	質流=壳渡申原畠證文事	○下湯日村主原：六太夫、親類：八郎兵衛、組頭：藤八、同断：又右衛門、庄屋：伝次郎 ●同村：喜寛	当年の年貢に差し詰まり、5升地の名田を代金800文で質流に差り扱う。来る未だ奉より貴賤のものになるが、何年経過しても元錢返済の折りにはこの名田返却されるものとする。		原本	状	1	○	78
4 14	F 2	安永4年3月 (1780年)・子	請次第壳渡田地證文之事	○下湯日村主原：喜之丞、贈人：八郎兵衛、組頭：藤八、同断：又右衛門、庄屋：伝次郎 ●高寛	年貢納入に限り、田地下田15歩、上田1尺2寸17歩を、請次第に売り渡す。すなち、上記代金返済の時は正地は相違なく返還されるものとする。		原本	状	1	○	78
5 43	F 2	天明2年12月 (1782年)・壬寅	質流=壳渡シ申田地證文事	○下湯日村主原：喜五郎 ●同村：高寛	下田15歩、上田1尺2寸17歩、外に5升4合(金子2分)、この土地を質流にて、金子2分を受取る。		原本	状	1	○	78
6 36	F 2	天明4年12月 (1784年)・辰	質物壳渡中原畠手形之事	○下湯日村主原：喜兵衛、親類：藤叢、組頭：藤八、庄屋：伝兵衛 ●同村：大蔵院	当辰年の年貢に限り、下傾4尺6寸の地を代金1両2分、或500文にて質流に売り渡す。質流に売り渡したことにして、村中誰も異論はない。		原本	状	1	○	78
7 21	F 2	天明7年12月 (1787年)・未	永代譲=壳渡シ申原畠證文之事	○下湯日村主原：八兵衛、親類：勘五郎、組頭：藤吉、同断：藤八、庄屋：伝兵衛 ●同村：大蔵院	当未年貢上納に限り、原幅1斗5升地を金1両1分にて永代譲り渡す。永代譲り渡さざめた以上は村中、子々藤々迄一言の異論もないことを約す。	虫食いあり	原本	状	1	○	78
8 13	F 2	天明9年正月 (1789年)・酉	永代譲り壳渡シ申原畠證文之事	○下湯日村主原：吉兵衛、親類贈人：安兵衛、組頭：同藤吉、同断：藤八、名主：伝兵衛 ●同村：清明院	年貢未達金が重なり、高1斗1升地を永代にわたり、金1両1分にて売り渡す。永代譲り売渡しに付き村中、諸説類何の眞論もないことを約す。	虫食い多い	原本	状	1	○	78
9 44	F 2	寛政4年2月 (1792年)・子	質流=壳渡シ申田地手形之事	○下湯日村庄屋主原：八郎兵衛、親類：藤叢、組頭：藤八、同断：藤兵衛、名主：伝兵衛 ●同村：大蔵院	年貢未達にて、これを打拂するため、下田2コ(4尺8寸、12歩)を、金4両にて質流に売り渡す。質流にて売渡した以上は、この田地に付き子々藤々まで申し分がないことを約す。		原本	状	1	○	78
10 41	F 2	寛政9年4月 (1797年)・巳	永代譲り壳渡申山證文之事	○下湯日村主原：藤五郎、親類：藤吉、組頭：平左衛門、同又右衛門、庄屋：伝兵衛、同藤八 ●同村：清明院	小原篠六山1ヶ所、立木有り、これを代金2両で売り渡す。その理由は年貢未納に因った為、永代譲したからにはこの件で裏書きを申す者はいないことを約す。	虫食い著しい	原本	状	1		
11 29	F 2	寛政9年12月 (1797年)・巳	請次第に壳渡申原畠證文之事	○原畠主原：組頭：又右衛門、同断：平左衛門、庄屋：藤八 ●大蔵院	坂上にある高4キの原畠、これは年貢未達が重なり、この打拂のため、金1両にて請次第に売り渡す。請次第だから、金子還金の蒙は、それが何年経過していくと土地は返還されるものとする。	虫食い著しい	原本	状	1	○	78
12 39	F 2	寛政12年12月 (1800年)・申	質流=壳渡申田地證文之事	○下湯日村庄屋主原：藤五郎、親類贈人：藤吉、組頭：平左衛門、同藤吉、同断：伝兵衛 ●清明院	上田5町歩(分米6石5升)、これは年貢未達に応応する為に、金6両2分にて質流にて売渡す。質流にて売渡した以上は子々藤々迄、このこと申し分なし。		原本	状	1	○	78
13 26	F 2	寛政12年12月 (1800年)・申	質流=壳渡申田地證文之事	○下湯日村庄屋主原：藤兵衛、親類庄屋：藤八、組頭：藤右衛門 ●同村：清明院	下田7町6歩(分米7斗2升)、これを年貢未達が重なり、その文定として質流にて、金13町2分で売り渡す。この売渡は子々藤々まで申し分なしことを約す。		原本	状	1	○	78

14 38	F 2	寛政12年12月 (1800年)・申	書面の原畠へ金子2分と 銭800文上借り事	○下畠日村主:源蔵、證人:市郎兵衛 ●同村:大鶴亮	金子2分、銭800文、これは年貯未満にてやむなく原畠(次)担保に借用したもの。金子合計1両2分800文、これを返済の際は原畠は返却されるものとする。		原本	状	1	○	78
15 46	F 2	享和2年12月 (1802年)・戌	質流レニ壳渡シ申原畠證文 之事	○下畠日村主:源八、證人:市兵衛、鉢頭:四郎兵衛、同市 源平、庄屋:源左衛門 ●同村:大鶴亮	高2斗鉢、これは年貯上納金に限り、金1両2分にて壳渡す。この壳渡しに、 證文、田中の誰にても異議を挟むものはない。		原本	状	1	○	78
16 28	F 2	享和3年11月 (1803年)・亥	質流壳渡申す荒地山證文 之事	○下畠日村主:定右衛門、證人:椎兵衛、鉢頭:四郎兵衛、同市 源平、同斯:喜右衛門、庄屋:源左衛門 ●大鶴院	代金1両3升、これは年貯未満に付き、荒地山の質流れ代金として受取る。壳渡 したかぎりは、この地について諸親類ともに将来にわたり異議はない。	虫食いあり	原本	状	1	○	78
17 31	F 2	享和3年12月 (1803年)・亥	譲渡申茅山證文之事	○下畠日村主:八郎兵衛、外親家、鉢頭、庄屋 ●大鶴院	代金1両1分、これは当年の田貢に差し支え、止を完済した代金。	虫食い著しい	原本	状	1		
18 33	F 2	文化4年3月 (1807年)・卯	請次第壳渡畠證文之事	○下畠日村主:七左衛門、親類:平蔵、百姓代:久右衛門、組 頭:喜右衛門、庄屋:源左衛門 ●同村:大鶴院	年貯未満に対応するため、川内保にある下畠6歩の地を、金1両2分で諸矢當に 壳渡す。請次第なので、代金却拂の節は過甚の年数は書わず、この下類は返済さ れるものとする。		原本	状	1	○	78
19 47	F 2	文化8年正月 (1811年)・未	書添田畠證文之事	○下畠日村主:庄屋:七左衛門、後久 ●欠	喜右衛門分の原畠、金4両、同人分上原道上、金3両、又右衛門分で同所、3両 生兵衛分の田地5両、以上の田地は15両。これは上納金に限り、左の田頭、茶 園に付き古證文にて壳渡した土地代金。この代金料未収金の時は、土地は返済さ れるものとする。	虫食い 文書後久	原本	状	1	○	78
20 8	F 2	文化8年正月 (1811年)・未	原畠茶えん付、五右衛門 分	○下畠日村主:七左衛門 ●同村:大鶴院	又右衛門分の原畠茶園は古證文にて代金3両で壳渡したが、この分利息1割5分 は私方で贈う。が利息支払いが済った場合はこの債を引き取ってよい、また金 子返済の時は即ち返済されるものとする。	虫食いあり	原本	状	1	○	78
21 16	F 2	文化9年12月 (1812年)・壬申	譲渡山手形之事	○下畠日村山城:同所親類證人:又兵衛、同所親類證人:伝次郎 同所庄屋:源左衛門、同斯:七左衛門 ●同村:大鶴院	字査斐の口1ヶ所(境界の指示あり)、これ年貯金に差し詰まり、代金1両2分 にて譲り渡す。譲り渡しの所有権移転に付き親類等誰も異論をいう者はいない。	虫食い所々にあり	原本	状	1	○	78
22 51	F 2	文化9年12月 (1812年)・壬申	前欠(請次第に譲り渡す 林證文の事)	○下畠日村主:又兵衛、同村親類證人:伝次郎、同江屋:源左 衛門、同斯:七左衛門 ●同村:大鶴院跡方	年貯上納金に限り、豈林を清め第に壳渡す。金子返済の際はこの林は返却される ものとする。		原本	状	1		
23 37	F 2	文化10年3月 (1813年)・酉	永代壳渡申原畠荒地山證 文之事	○下畠日村主:彦左衛門、親類:源八、百姓代:小七、同斯: 久左衛門、組頭:清左衛門、同斯:右左衛門、庄屋:伝三郎、 同斯:七左衛門 ●大鶴院	高1升の荒地、これ年貯未満に限り、金3分で壳渡す。この荒地未壳渡したかぎ りは将来親類、材中に一言の異議を挟む者はない。		原本	状	1	○	78
24 22	F 2	文政10年11月 (1827年)・亥	書添申譲り證文之事	○下畠日村上組融合證人:嘉平、主:又兵衛、百姓代:伊平、 組頭:正兵衛、庄屋:四郎兵衛 ●下畠日村:大鶴院	当上納金に差支え、各相談の結果、古證文(かや川)上金として金2分書添え證 文とし、その金子を取る。この山当元三石より實院古業の株ち林辰信に所持された い。このかや川に付き、村田だれも異議を挟む者はない。		原本	状	1	○	78
25 32	F 2	弘化3年2月 (1846年)・午	借用申金子證文之事	○備主:同村大鶴院 ●庄屋:七太夫	金6両、これは入用金に差支え借用したもの。質物は小坂分屋等合4俵半拂 地、利息は年2割5分、万一元利済納の節は、この田地拂り払い合せし、迷惑は かりない。		原本	状	1	○	78
26 6	F 2	明治2年12月 (1869年)・巳	田地證文添書之事	○下畠日村田地質入主:椎六、同村主人耕:九左衛門 ●同村:大鶴院	金10両、これは当年の牛糞に限り、本書語文以外(字長間家坪原道番下の坪 2ヶ所)を粗暴に借用したもの。これは田地拂り出しするものとする。すなわち これまでの田地代金合50両をうちて返済した場合は、本書文、添書文の田地も 全て返却されるものとする。	虫食い少し	原本	状	1	○	78
27 5	F 2	明治2年12月 (1869年)・己巳	添書一札之事	○下畠日村地主:椎六、鳴田治木屋證人:吉吉 ●同村:大鶴院	先年裏留吉は、下畠日村椎六なら田地を金18両2分で預かったが、この度椎六 から諸勘定あつた。それから椎六は、この田地本書外共に合金40両で大鶴院へ 賃入壳渡したこの添書した次第、これ相違なし。		原本	状	1	○	78

## F-2 商業-金融

N.O. 3

28 23	F 2	明治2年12月 (1869年)・巳	覧	○ 岩田宿:留吉 ● 下瀬日村:清兵衛	金40両、田地代金、内金20両を證文にて受取る。外に、12両受取り、計32両たしかに受取る。		原本	状	1		
29 48	F 2	明治2年12月 (1869年)・巳	(田地證文)	○ 下瀬日村:權六、五人組合:九左衛門 ● 欠	今年の年貢支払いに因り、田地を年季売する。	文書前後欠	原本	状	1		
30 1	F 2	明治6年12月 (1873年)・酉	金子證文事	○ 下瀬日村:九左衛門:半次郎、組合:又右衛門、同斯:九左衛門 ● 司:大慈院	金10両、これは止むなく貴方に積み先年賣渡した田地(長谷川にあり)の掛け金、たしかに受取る。この田地は流れ地とし、以後貴殿の所有とすることに當方は異論はない。	虫喰いあり	原本	状	1	○	76
31 27	F 2	なし	(田畠請負覧)	○ 欠 ● 欠	代金49両、買入田畠記載あり。文書後欠。	断簡文書	原本	状	1		
32 17	F 2	欠	4ヶ年季売渡申田畠證文之事	○ 欠 ● 司:大慈院	分業2石8斗5升1合3勺3升、この代金40両。文書中欠・後欠。	虫喰い	原本	状	1		
33 30	F 2	欠	借用申金子之事	○ 欠 ● 欠	金2両、これは入用金に差支え借用する。利息は年1割5分、返済期限は来る未年暮れ迄とする。質物は當院田地。文書後欠。	後欠文書	原本	状	1		

## J-2 教育・文化-学芸

34 4	J 2	なし	(短冊)	○ 痴道 ● なし	「あたらしき年のはじめの若水に、いつより老いたかげのうつりむ」(若水に向かいて歌む)、とある。		原本	短冊	1		
35 10	J 2	なし	(短冊)	○ 忠羽 ● なし	「みをしへの花のこころをうけつきて、神習ふ道に身をばんさん」(摸擬奉告祭に往へた時詠んだもの)、とある。		原本	短冊	1		

## K-1 宗教・習俗・身分-宗教

36 34	K 1	寛永19年9月 (1642年)・壬午	(欠) 男のいみ(忌)の事	○ 銀郎:矢野又兵衛 ● 由井村:一規坊	男の禁忌を書付ける。一例、「母方の祖父・祖母は90日、初め30日は忌む」とある。このような忌目に付き、具体的に書いてある。	長313mm 後半が写しか	原本	状	1		
37 15	K 1	欠	断簡(拂書上り)	○ 欠 ● 欠	疫病平除の神の大穴辛退神、少彦名神等を書付ける。		原本	状	1		
38 2	K 1	欠	大祓祝詞 外(断簡)	○ 欠 ● 欠	祓詞、前後次のものを一括し、この袋にまとめる。		原本	状	一括		
39 18	K 1	なし	なし(旧過去帳断片か)	○ なし ● なし	記載名で最も古い者では、終常院 加萬重女 宝曆3年4月6日。全部で16名の記載あり。		原本	状	1		

## Z 雜

40 40	Z	欠	欠(断簡)	○ 欠 ● 欠	一つは「B施語文3通入り」と書いた包紙(證文3通ではない)。他の一つは白紙。		原本	状	2		
----------	---	---	-------	------------	--	--	----	---	---	--	--

近代（明治・大正時代）の部

NO. 4

II-1 経済・産業-地租改正

通番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 题	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ・真	形態	数 量	撮 影	箱 番号
41 19	II 1	明治 14 年 4 月 (1881年)	地券	○ 鹿児島県農務長: 関口 哲 ● 鹿児島県農務長: 松下右京	「田1反4歩9歩、この地価76円10銭9厘、地租: 2円28銭(但し明治10年より、100分の2、5、金1円90銭3厘)、この所有者: 松下右京」 以上の掲載要領で、田2、畠3、山林1、墓地1、以上7通を一括する。持主は全て松下右京。		原本	厚紙	7		
42 3	II 1	明治 14 年 4 月 (1881年)	地券	○ 鹿児島県農務長: 関口 哲 ● 鹿児島県農務長: 松下右京	山林1町27歩、地租: 金1リ挺、地租: この100分の3で6厘。(明治10年より100分の2、5で5厘)、持主は松下右京。明治16年5月2日、松下右京がこれを買い取る。		原本	厚紙	1		
43 9	II 1	明治 20 年 3 月 4 日 (1887年)	地券	○ 権原部長: 星野鉄太郎(主事) ● 鹿児島県農務長: 松下右京	原野直積8歩、地租: 1錢3厘、この地租は地価の100分の2、5、持主は松下右京。		原本	厚紙	1		

II-2 経済・産業-土地

44 50	II 2	明治 25 年 11 月 7 日 (1892年)	地所売渡証	○ 権原部初倉村湯日: 松下宇吉 ● 同村: 松下善作	初倉村湯日所仕の宅地5戸16歩、この地価19円36銭7厘、これを金23円で売渡す。		原本	状	1		
45 24	II 2	明治 33 年 9 月 3 日 (1900年)	土地売渡=付内金受取	○ 権原一太郎 ● 松下右京	地2反12歩の土地を130円で売渡す。その内金を受取る。残りの110円は11月20日に受取の予定。		原本	状	1		
46 20	II 2	大正 5 年 6 月 14 日 (1916年)	山林売渡約定証	○ 権原部初倉村湯日: 権原源兵衛 ● 同村: 松下美津次	湯日村に所仕の山林2反歩(竹・木含む)を金330円で売渡す。その内金15円は7月6日受取の予定。		原本	状	1		
47 45	II 2	(大正) 5 年 7 月 24 日 (1916年)	領収書	○ 初倉村湯日: 権原源兵衛 ● 松下右京	金35円、これは燃・森林荒害代金として受取る。		原本	状	1		

II-8 経済・産業-金融

48 25	II 8	明治 13 年 2 月 (1880年)	取替金証書紛失之事	○ 湯日村農の叔: 清玉郎 ● 同村: 松下右京	金15円、これは取替金元利割合金として受取る。但し、取替金証書を紛失してしまいこれを返還できない。それでこの受取者を正規の受取者とする。	虫食いあり	原本	状	1		
49 7	II 8	明治 36 年 7 月 20 日 (1903年)	地所売渡約定証書	○ 東原郡初倉村湯日: 権原源兵衛 ● 同村: 松下宇吉	地1町18歩、この売渡代金: 218円、その内金8円を受取る。残金は登記証書と引き替えの際に行なうものとする。		原本	状	1		
50 35	II 8	(明治) 37 年 5 月 27 日 (1904年)	証	○ 権原源兵衛 ● 松下宇吉	200円の借財を年1割と定め、それらの内、内金150円を受取る、という証明。		原本	状	1		

IV-3 教育・文化-宗教・習俗

51 12	IV 3	明治 43 年 8 月 (1910年)	祝詞	○ 松下宇吉(書く) ● なし	「謹んで行ひます、悉くも大名目知命、少彦名命、天津コヤ模命より加賀イタス奥ナリ」で始まる祝詞。		原本	状	1		
----------	---------	------------------------	----	--------------------	---	--	----	---	---	--	--